

羽秘収第 725 号  
平成31年1月16日

公益社団法人 行田法人会  
会 長 鈴 木 秀 憲 様  
羽生支部長 斎 藤 哲 也 様

羽生市長 河 田 晃 明



平成31年度税制改正に関する提言について (回答)

日頃より、市政について御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、貴団体より提出いただきました標記提言につきまして、別紙のとおり回答  
いたします。

## 公益社団法人行田法人会からの平成31年度税制改正に関する提言に対する回答

### 1. 地方のあり方

#### 【提言内容】

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

#### 【回答】

本市では、「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、着実に実行することで人口減少の克服と地域経済活性化、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指しております。

また、これに合わせて本市長は、市政運営を行う上での目標として「単独の自主自律を目指す」ことを表明しており、その実現に向けて行政経営の舵がとられております。

国・地方とも厳しい財政状況の中で、市の責任の増加と自主・自律の流れはますます加速するものと認識しております。

本市にとって自律的で持続的な社会を実現するためには何が必要か、これまで移譲された権限を最大限活用しながら、たゆまず行政改革を企画・立案してまいります。

### 2. 行政改革の徹底

#### 【提言内容】

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。特に、国会議員・公務員の定数削減と歳費、人件費の抑制等は急務である。

#### 【回答】

平成30年度、本市は第6次行政改革プログラムの改正元年に当たります。価値観の多様な時代の到来により、市民ニーズの複雑・多様化、行政需要の肥大化など、これらに対応してきた結果財政状況は硬直する傾向にあります。

そこで本市では、厳しくなる財政状況に対応した新しい行政改革プログラムを携えながら行政経営の再出発をしました。

本プログラムにおいては、これまで以上に自立した行政システムを確立し、持続可能な行政経営を実施するため、総人件費の抑制、実働職員数400人態勢の維持といった身を切る目標を掲げ、これらの実現に鋭意取り組んでおります。

また、議員定数も県内40市中最少の14名に設定し、議会及び行政ともに力を合わせながら行政改革の徹底を図っておるところです。

引き続き、改革の手を緩めることなく不断の努力を続けてまいります。

### 3. 租税教育の充実

#### 【提言内容】

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教室に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある

#### 【回答】

本市は、国の次代を担う児童等に対し、国及び地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を正しく理解してもらい、税金の使い道に関心を持ってもらうことで、納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てていくことを目的として租税教室を行っております。

なお、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく為、生涯学習の一環として税をテーマとした出前講座を開催しております。

### 4. 地方税関係

#### 【提言内容】

#### (1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自

らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価額体制は一元化すべきである。

#### 【回答】

固定資産の評価については、地方税法第388条の規定により総務大臣が定めて告示した「固定資産評価基準」に基づき、実施しております。

その評価額を基に算定した課税標準額に、固定資産税は地方税法第350条に規定された標準税率（1.4%）を基に条例で定めた税率（1.4%）を乗じ、都市計画税は地方税法第702条の4に規定された制限税率（0.3%）を基に条例で定めた税率（0.3%）を乗じて税額を算定し、地方税法第364条の規定に基づき税額等を記載した納税通知書と課税される資産の内訳書である課税明細書を各納税者に送付しております。

また、償却資産の課税及び免税点につきましても、地方税法第383条及び第351条に規定がございます。

したがいまして、上記①②③④の評価方法及び課税方法の抜本的見直しにつきましては、法律及び評価基準等の改正が必要になります。

上記⑤につきましては評価方法の違いはあるとは言え、地価公示や相続税評価との価格調整は図っており、評価体制の一元化は納税者の負担増にも繋がる恐れがあるため、現状の評価体制が適当と思われまます。

税の信頼性を高めるため、今後も納税者への情報開示を推進するとともに、課税誤りを防止するための事務の点検及び検証、固定資産税担当職員の専門知識及び能力の向上など、納税者の信頼の確保に努めてまいります。